

(I9-1) 土木学会学術文化事業に係る資金に関する規則

平成7年5月10日	制 定
平成9年4月25日	一部改正
平成18年4月21日	〃
平成21年3月19日	〃
平成22年1月22日	〃
平成22年4月23日	〃
平成23年3月18日	〃
平成23年11月18日	〃
平成24年7月27日	〃
平成24年9月21日	〃

(目的)

第1条 この規則は、土木学会学術文化事業規程（以下「規程」という。）第4条および第6条に基づき、学術文化事業積立預金（以下「積立預金」という。）および学術文化事業による助成金の交付に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

(組成)

第2条 積立預金は、次の各号に掲げる資金から成るものとする。

- (1) 安全確保等調査資金（以下「安全調査資金」という。）
- (2) 緊急災害調査資金（以下「緊急災害資金」という。）
- (3) 国際交流資金
- (4) 安全確保等公表資金（以下「安全公表資金」という。）
- (5) 安全確保等講演資金（以下「安全講演資金」という。）

(使途)

第3条 積立預金の使途は、次の各号に示す事業への助成に限定する。

- (1) 安全調査資金 規程第3条第1号に規定する事業
- (2) 緊急災害資金 規程第3条第2号に規定する事業
- (3) 国際交流資金 規程第3条第3号に規定する事業
- (4) 安全公表資金 規程第3条第4号に規定する事業
- (5) 安全講演資金 規程第3条第5号に規定する事業

(構成)

第4条 積立預金は、第2条各号に規定する資金とすることを指定して寄付された財産（協賛金を含む）をもって構成する。

2 学会が持つ金子（法人会計および委員会活動で得られた利益）については、前項の寄付に充てることはできない。

(活用)

第5条 積立預金は、各々次の2つに分類して活用する。

- (1) 一般型原資：特定の目的を付さずに寄託される原資および一般型として理事会の承認を得た金子等
 - (2) 指定型原資：事業規程第2条の目的を実現するための特定の事業（通常の委員会活動を含む）に充てるため付託される原資および指定型として理事会の承認を得た金子等
- 2 指定型原資の20%は、一般型原資に充当する。ただし、指定型原資の寄付等にあたり一般型原資への充当減免についての理由書が提出され、理事会がそれを承認した場合は、10%に減免することができる。

(管理運用)

第6条 積立預金は特定資産とし、元本が回収できる見込みが高く、且つ、高い運用益が得られる方法で管理する。

(充当)

第7条 積立預金は、計画的な取り崩しおよび運用益により事業の実施に充当するものとする。

2 前項の取り崩し額および運用益の額は、予算に計上しなければならない。

(処分)

第8条 事業の実施上やむを得ない事由により、予算に計上した計画的な取り崩し額を超えて積立預金および運用益の全部または一部を処分しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

(規則の変更)

第9条 この規則の変更は、理事会において行う。

- 附則 (平成7年5月10日 理事会議決) この内規は、平成7年5月10日から施行する。
- 附則 (平成9年4月25日 理事会議決) この変更内規は、平成9年4月25日から施行する。
- 附則 (平成18年4月21日 理事会議決) この変更内規は、平成18年4月21日から施行する。
- 附則 (平成21年3月19日 理事会議決) この変更内規は、平成21年3月19日から施行する。
- 附則 (平成22年1月22日 理事会議決) この変更内規は、平成22年1月22日から施行する。
- 附則 (平成22年4月23日 理事会議決) この変更内規は、平成22年4月23日から施行する。
- 附則 (平成23年3月18日 理事会議決) この変更内規は、平成23年3月18日から施行する。
- 附則 (平成23年11月18日 理事会議決) 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。
- 附則 (平成24年7月27日 理事会議決) 「土木学会学術文化事業寄付申込・助成金交付規則」のうち、資金に係る規定を再編し、平成24年7月27日から施行する。
- 附則 (平成24年9月21日 理事会議決) この変更規則は、平成24年9月21日から施行する